

広島県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県備北地域事務所建設局において、平成二十年四月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十年四月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市作木町門田字中組二四二番二地先から 三次市作木町門田字中組二五番六地先まで	新	旧	七・〇〇 一・四〇	七九・〇〇	拡幅
	三・七〇 六・八〇	三八・〇〇	七八・〇〇		
三次市作木町門田字千原六一七番一地先から 三次市作木町門田字千原六一七番一地先まで	新	旧	八・九〇 一〇・二〇	六三・五〇	拡幅
	三・八〇 四・六〇	六三・五〇			